

三木市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に関する質問及び回答書

標記の件につきまして、提出のありました質問に対し下記のとおり回答します。
なお、回答の公表をもって、三木市公共施設包括管理業務における実施要領及び仕様書等の補完とします。
※公募書類の頁順に掲載しています。

記

(1) 実施要領に関する質問

No.	文書	ページ	項目等	質 問 事 項	回答
1	実施要領	7	10 企画提案書等の提出 (3)留意事項ア	受託施設名から直ちに事業者名が判るものでない場合は、受託施設名を記載しても「事業者名が推測される記載」ではない、と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	実施要領	10	11 企画提案書作成要領 (2)留意事項イ	「表紙には、企画提案書提出届(様式第 10 号)を使用すること」とありますが、副本には事業者名等の記載をマスキングして添付するという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	実施要領	10	11 企画提案書作成要領 (2)留意事項ウ	「頁数は、表紙を除き 30 ページ以内」とありますが、様式第 10-2 号も頁数に含む認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	実施要領	12	15 契約の締結 (4)契約保証金	「基本契約(5 カ年)の契約金額の 10 分の 1 以上の額を納付すること」とありますが、マネジメント業務費のみを契約金額の対象として頂けないでしょうか。ほかは実績に基づく精算払いをする業務費だからです。	契約保証金の算定に当たり、マネジメント業務費のみを対象とすることはできません。 三木市契約規則第 26 条の規定により、契約保証金の金額は、契約金額の 100 分の 10 以上とすることとしています。本業務の契約金額は、マネジメント業務費のほか、保守点検・維持管理業務費及び修繕業務費の想定額を含んだ金額となります。したがって、契約保証金の金額も、保守点検・維持管理業務費及び修繕業務費を含めた金額を算定基礎とし、その 100 分の 10 以上で設定します。

(2) 仕様書に関する質問

1	仕様書	-	全般	本業務に従事する者の国籍に制限はございますか。	国籍による制限はいたしません。ただし、本業務に外国籍の方を従事させる場合は、次の2点を遵守してください。 ①業務遂行に必要な能力の確保 日常のコミュニケーションや業務に係る連絡、調整等が日本語で支障なく円滑に、かつ、即時に行える業務従事者を配置してください。客観的な指標としては、日本語能力試験（JLPT）N2相当以上の語学力を有することとします。 ②事業主が講ずるべき必要な措置の確保 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年8月3日）（厚生労働省告示第276号）」の遵守を求めます。
2	資料①個別業務一覧及び資料②現行仕様書	-	全般	現行貴市が契約している各種契約において、貴市と業者様の契約を変更することにより貴市が違約金等の発生が起こりうる内容があればご教示ください。	該当はございません。包括管理業務への移行を見据えて、対象業務の現在の契約期間は全て令和9年3月末までとしています。
3	仕様書	2	7 事前準備	「(3)業務計画書の作成」について、「業務計画書」は、P11「26 計画書及び報告書の提出」(1)に記載の「業務計画書」と同じものを指すという認識でよろしいでしょうか。	「(3)業務計画書の作成」は、企画提案書様式第10-2号、-3号、-4号の内容を取りまとめたものとし、必要に応じて事前準備において協議した内容を反映したものです。 P11「26 計画書及び報告書の提出」(1)に記載の「業務計画書」は、各年度、各月における個別業務の実施スケジュール、実施体制等を取りまとめたものです。
4	仕様書	5	14 施設の利用等(1)	(1)において「光熱水費は、受託者の負担とする」と記載がありますが、どの施設が対象となるでしょうか。また、どのように計算、請求される予定でしょうか。	(1)は、例えば、事前準備における市内事業者への説明会や、本市職員向け研修会等で市施設を利用する場合など、臨時的・単発的な利用を想定しています。(2)の事務所スペースとしての利用とは異なり、このような場合の光熱水費は市が負担します。 したがって、仕様書記載の「 <u>この場合において必要となる光熱水費は、受託者の負担とする。</u> 」を削除します。
5	仕様書	5	14 施設の利用等(2)	「受託者に対して、業務従事者等の事務所として必要な場合は、本業務の実施に必要な事務所スペース及び業務用車両の駐車スペースは無償で提供する」とのことですが、場所はどちらを予定されていますでしょうか。	候補地として、市役所本庁舎内の空き室、庁舎近隣の公共施設である勤労者福祉センターの空き室（庁舎から徒歩5分）、ハートフルプラザの空き室（庁舎から車で約10分）などを想定しています。 （いずれも約60㎡、2～3台の駐車スペース有） 本プロポーザル終了後、選定事業者の御意向をうかがいながら、決定するよう考えています。
6	仕様書	6	15 委託料の支払い	「①保守点検・維持管理業務費」について「実際に業務に要した金額。ただし、当該年度の予定額を上限とする。」とあります。仮に入札時に予定額内に収め、業務開始後に再委託先の契約金額が上昇した場合、予定額を超えても貴市は支払いをして頂けるでしょうか。 または契約期間内は規定の上限額内に収める運用をしなければならず、マネジメントの一環としてそれを実行すべきである、というお考えでしょうか。	（はじめに） 前提として、包括管理事業者には、「保守点検・維持管理業務費」を、実施要領で示す上限額1,318,000千円（5カ年、税込）の範囲内に収めることを基本として、マネジメントしていただく必要があります。その上で、再委託先からの見積に基づく予定額（年度契約額）を以て年度契約を締結します。 （質問前段について）

					前記のとおり、再委託先からの見積に基づいて年度契約額を決める以上、再委託先事業者に帰責性がなく、やむを得ない事情がある場合を除いて、当該年度の業務開始後の金額の変更には応じられません。 再委託先の契約金額については、入札・見積合わせで金額を提示し、それを以て選定された以上は、提示金額の範囲内で業務を履行していただくのが原則となります。 （質問後段について） 前記のとおり、包括管理事業者のマネジメントの一環として、契約期間内は規定の上限額内に収める運用をしていただくよう考えています。また、再委託先事業者からの見積の妥当性についてもチェックしていただきます。そのため、プロポーザルの企画提案書様式第10-9号において、協力（再委託先）事業者の選定方法及び再委託金額の設定方針について御提案ください。
7	仕様書	6	15 委託料の支払い	「②修繕業務費」について「実際に業務に要した金額。ただし、当該年度の予定額を上限とする。」とあります。予定額以上の修繕を本業務で実施することはない、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。包括管理事業者にはマネジメントの一環として、予算管理及び修繕事案の優先順位付けなどをお願いすることとなります。 なお、予定額を超過する修繕について、双方協議の上、市が必要と認め、追加の予算を確保した場合は、当該修繕業務を含めて優先順位を再設定し、それに従い修繕を実施していただくこととします。
8	仕様書	6	17 業務期間中の対象施設等の変更	現時点で予定している対象施設の増減、統廃合、対象業務の増減がある場合は、ご教示願います。	現時点で確定している対象施設の増減等はありません。 ただし、施設の統廃合等により対象業務がなくなる場合など、市の都合により対象業務を変更することがあります。
9	仕様書	10	25 その他の業務（2）維持管理マニュアルの作成	業務の維持管理マニュアルの作成指示がありますが、現行の維持管理マニュアルは共有いただけるのでしょうか	現行の維持管理マニュアルはございません。現行業務の仕様書や各施設担当者との協議を通じて、作成し、随時改訂していただくこととなります。
10	仕様書	11	26 計画書及び報告書の提出	（2）ア 年間業務報告書について、報告時期は「当該年度の3月末日まで」とありますが、3月下旬実施の業務分の報告は報告書に反映できませんが、よろしいでしょうか。 同様に、イ 月間業務報告書について、報告時期が「3月分については3月末日までとする」と記載ありますが、3月下旬実施の業務分の報告は報告書に反映できませんが、よろしいでしょうか。	各年度契約の期間が3月末日までとなることから、年間・月間業務報告書の報告対象には3月下旬実施の業務分も含んだ上で、3月末日までに御報告いただくことを原則とします。 しかしながら、業務実施後、報告書を提出するまでの間に、現実的には一定時間を要するため、運用上は業務完了後速やかに（翌月10日までを目安）御提出いただくよう考えています。

(3) 審査基準に関する質問

1	審査基準	5	15. 業務実績	業務実績の評価基準において、「1 件の契約で 100 施設以上の公共施設を対象とする『公共施設包括管理業務』の実績があり、かつ適正な履行が認められる（見込める）場合は 5 点を加点する。」とあります。この評価基準について確認させていただきたいのですが、公共施設以外の施設であっても、1 件の契約において 100 施設以上を対象とした施設管理業務（建物管理・設備管理・清掃管理等）の実績を有する場合は、加点評価の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。 また、本評価項目は、「公共施設であること」を評価しているのか、それとも「多数の施設を一括してマネジメントする能力・実績」を評価しているのかについても、併せてご教示いただけますと幸いです。	（質問前段について） 対象が公共施設であること、かつ、1 件の契約において 100 施設以上を対象とする施設管理業務であることが条件です。そのため、公共施設以外の施設を対象とする実績は、当該項目の加点評価の対象とはなりません。 （質問後段について） 当該項目では、「公共施設であること」と「多数の施設を一括してマネジメントする能力・実績」の両方を評価します。公共建築物及びその利用者の特殊性を理解した上で、行政職員と協働しながら、包括管理業務を適正に履行された経験・ノウハウに対して、アドバンテージとして加点を行うものです。
2	審査基準	5	④価格評価 16. 提案額	「提案額」とは、「見積額(5 年間の総額)」でしょうか。業務費内訳書の事前記載金額を除いた「マネジメント費」の「全期間分」でしょうか。	「見積額(5 年間の総額)」です。
3	審査基準	-	-	審査委員会の委員は、すべて三木市職員でしょうか	すべて三木市職員で構成しています。

(4) 各様式及び参考資料に関する質問

1	(参考資料 2) 予想されるリスクと責任分担	-	その他 業務終了時の費用	「原状復帰経費を含む」とありますが、原状復帰には経年劣化や通常損耗を含まないという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、「三木市公共施設包括管理業務委託仕様書」8 ページ 21 (1) を御参照ください。
2	様式第 10 号	-	-	様式第 10-3 号などの下部に「注 2: 1 項目あたり A4 用紙片面 2 枚又は A3 用紙 1 枚までとする。」とありますが、「1 項目」とは、様式上部の「(1)」等と考え、全体を 30 ページ以内とするとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	様式第 10-2 号 実施体制及び人員配置	-	(2) 総括責任者等 ② 総括責任者の実務経験経歴	「※実務経験が証明できる書類を添付すること」とありますが、当社で発行する就業証明書類の提出でよろしいでしょうか。それぞれの業務の契約書も必要でしょうか。	記載する内容について事実が確認できる書類（契約書等）を添付してください。
4	様式第 11 号	2	※2	「実績に基づく精算払いのため」と記載がありますが、実働会社見積金額そのものを反映するとの解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおり、事業開始後の契約額は、実働会社見積金額そのものを反映し、決定することとなります。

(5) 現行業務の仕様書（申請者へのみ別途提供済）に関する質問

1	資料①個別業務一覧及び資料②現行仕様書	-	全般	各種業務の現行直近の報告書を開示いただくことは可能でしょうか。	受注者から市へ提出される実績報告書のことを指していると推察いたします。 実績報告書の開示は可能です。ただし、本プロポーザル終了後、選定事業者と包括管理業務の準備を行う段階での開示となります。
2	3-1 施設管理業務【R8.9.1～】シルバー人材センターへの委託（施設管理）内容変更について	-	全般	三木市シルバー人材センターの担当窓口をお知らせください。併せて地域雇用の創出のため継続して三木市シルバー人材センターにご協力いただくことは可能でしょうか。	（質問前段について） 担当窓口の有無はわかりかねますので、直接お問合せください。 ホームページで公開されている代表番号は下記のとおりです。 TEL：0794-82-0600 E-mail：mikisc@sjc.ne.jp （質問後段について） 最終的には、三木市シルバー人材センター様の御判断となりますが、市からは同センターに対して、包括管理業務を導入した後も、引き続き協力をいただきたい旨要請しています。
3	3-2-1_ハートフルプラザみき運営管理業務委託仕様書	2	4. 総則	(2)「各業務の実施に当たっては、本業務の拠点となる保安室に常時一人を配置し、空室となることがないよう各業務の時間配分するものとする」とありますが、休憩時間や所轄官公署の検査立会い等業務時は、この限りでないとの解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	別紙 3-4 電気設備保安等業務委託一覧表	-	月次点検	別紙 3-4 に記載の「月次点検」の周期と、現状の受託企業の実施している点検周期に齟齬がある施設があります。現在の実働周期を正とすることは可能でしょうか。	点検周期は、優先交渉権者との協議により決定します。
5	別紙 3-4 電気設備保安等業務委託一覧表	-	年次点検	別紙 3-4 に記載の「年次点検」の周期と、現状の受託企業の実施している点検周期に齟齬がある施設があります。現在の実働周期を正とすることは可能でしょうか。	点検周期は、優先交渉権者との協議により決定します。
6	別紙 3-4 電気設備保安等業務委託一覧表	-	-	「71 ハートフルプラザみき」において、予備発電容量 30.40kVA と記載がありますが、30.4kVA が 1 台か、30kVA が 1 台 + 40kVA が 1 台か、ご教示願います。	30.4kVA が 1 台です。
7	3-5 現行仕様書（中央監視盤保守点検業務）	1	4 保守点検内容 (7) 停復電機能の確認	「(7)停復電機能の確認」とありますが、詳細な作業内容をご教示ください。	中央監視盤の監視画面で停復電機能が登録されているかを現場で目視確認しています。

8	3-6 現行仕様書(消防用設備保守点検業務)	2	特記仕様書 3 対象施設	「令和 8 年度 消防設備保守点検業務 共通仕様書」「3 対象施設」において「中央公民館」が点検対象に含まれておりますが、「別紙 1_対象施設一覧」および「別紙 2_対象業務一覧」において「中央公民館」が対象に含まれておりません。本業務は業務対象でしょうか。 対象施設に含む場合は、その他点検業務の有無を含め、仕様を開示ください。	中央公民館は、本業務の対象外です。 御指摘の箇所の他、別紙 3-6 シート④にも中央公民館が含まれておりましたので修正します。 また、3-6 現行仕様書(消防用設備保守点検業務)修正版及び別紙 3-6 (修正版)を別途提供します。
9	別紙 3-6_消防用設備保守点検業務一覧	-	消防用設備一覧	「別紙 2_対象業務一覧」に対象となっている一方で、シート①～③設備一覧には「89 旧志染中学校」および「93 旧市民体育館」の仕様表記がございません。ご開示願います。	93 旧市民体育館のみ対象に追加します。 別紙 2 (修正版) 対象業務一覧及び別紙 3-6 (修正版)を別途提供します。
10	別紙 3-6_消防用設備保守点検業務一覧	-	R7～8 年度 契約一覧	シート⑤契約一覧の「84 神戸電鉄三木駅 下り駅舎」が防火対象物点検の対象となっておりますが、「別紙 2_対象業務一覧」では対象に含まれておりません。どちらが正でしょうか。	点検対象です。 別紙 2 (修正版) 対象業務一覧を別途提供します。
11	別紙 3-6_消防用設備保守点検業務一覧	-	R7～8 年度 契約一覧	シート⑤契約一覧の「85 旧勤労青少年ホーム」が防火対象物点検の対象として金額の記載がありませんが、「別紙 2_対象業務一覧」では対象に含まれております。本業務は業務対象でしょうか。	点検対象外です。 別紙 2 (修正版) 対象業務一覧を別途提供します。
12	3-8 現行仕様書(浄化槽維持管理業務)	1	4 保守内容 (2)清掃	浄化槽清掃時に発生する収集運搬作業については見積対象とし、処理費用(一般廃棄物)については、市の負担の認識でよろしいでしょうか。	浄化槽清掃作業は、清掃作業、汚泥引抜、収集運搬、処分まで含めて再委託してください。
13	3-9 現行仕様書(汚水処理槽維持管理業務)	1	3. その他 (3)	汚水処理槽清掃時に発生する収集運搬作業については見積対象とし、処理費用(産業廃棄物)については、市の負担の認識でよろしいでしょうか。	汚水処理槽清掃作業は、清掃作業、汚泥引抜、収集運搬、処分まで含めて再委託してください。
14	3-10 現行仕様書(高架水槽・受水槽等清掃業務)	1	3 清掃費の負担	「消耗品類の交換及び軽修繕作業に要する費用及び水質検査に関する費用は、受託者の負担」と記載がありますが、清掃業務に加えて修繕業務も本業務において実施を求められるのでしょうか。また、消耗品類の交換及び軽修繕作業の過去 1 年間の明細を開示願います。	三木市公共施設包括管理業務委託仕様書 9 ページ 23 に記載している「軽微な補修等」に準じた補修であるをご理解ください。 なお、消耗品類の交換及び軽修繕作業の過去 1 年間の明細は把握しておりません。
15	別紙 3-12_空調設備保守点検業務一覧	-	②フロン排出抑制法に基づく定期点検	「②フロン排出抑制法に基づく定期点検」の施設ごとの実施年度(1 回/3 年)をご教示願います。	17 中央図書館 …令和 5 年度に実施 57 教育センター …令和 6 年度に実施 その他の施設は、現在施設全体を一元的に管理できていません。そのため、包括管理業務の導入により、対象機器及びそのサイクルを効率的、効果的に管理し、適切な点検を実施していただきたいと考えています。
16	別紙 3-12_空調設備保	-	③簡易点検	「③簡易点検」とはフロン排出抑制法に基づく簡易点検でしょうか。その場合、年 4 回の実施が必要となりますが、仕様書上の「保守	フロン排出抑制法に基づく簡易点検を指します。 本点検は、現在施設全体を一元的に管理できていません。そのた

	守点検業務 一覧			点検頻度(回/年)」は4回に満たない施設が多数見受けられます。 別途貴市が簡易点検を実施していると考えてよろしいでしょうか。	め、包括管理業務の導入により、対象機器及びそのサイクルを効率的、効果的に管理し、適切な点検を実施していただきたいと考えています。 なお、簡易点検等の取扱いについては、優先交渉権者との詳細協議の中で協議させていただきます。
17	別紙 3-12_空調設備保守点検業務一覧	-	③簡易点検	「③簡易点検」とはフロン排出抑制法に基づく簡易点検でしょうか。その場合、室外機にのみ○がついていますが、法令上室内機についても点検が必要となります。室内機についても業務対象という認識でよろしいでしょうか。 また、室外機の一部(口吉川町公民館2台と、自由が丘公民館1台)に○がございません。業務対象という認識でよろしいでしょうか。	(質問前段について) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を指します。 本点検は、現在施設全体を一元的に管理できていません。そのため、包括管理業務の導入により、対象機器及びそのサイクルを効率的、効果的に管理し、適切な点検を実施していただきたいと考えています。 なお、簡易点検等の取扱いについては、優先交渉権者との詳細協議の中で協議させていただきます。 (質問後段について) 貴見のとおりです。
18	別紙 3-12_空調設備保守点検業務設置一覧	-	2. 三木南交流センター、 6. 口吉川公民館	Q14, 15, 99 セルに「圧縮機又はエンジン出力(kW)」に7.4と記載がありますが、フロン定期点検の行に○がついています。こちらは対象外でよろしいでしょうか。	点検対象外です。 別紙 3-12 (修正版) を別途提供します。
19	別紙 3-12_空調設備保守点検業務設置一覧	-	10. 吉川町公民館	「備考」に「ファンコイル撤去のため運転停止中」という記載のある設備に係る 174~179 行目の設備は業務対象外という認識でよろしいでしょうか。	176 行目、179 行目が対象外です。 対象機器に漏れがありますので、別紙 3-12 (修正版) を別途提供します。
20	別紙 3-12_空調設備保守点検業務設置一覧	-	22. 堀光美術館	270 行目について、「圧縮機又はエンジン出力(kW)」の欄が 7.5×2 ですが、フロン定期点検に○がついていません。業務対象であるという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 別紙 3-12 (修正版) を別途提供します。
21	別紙 3-12_空調設備保守点検業務設置一覧	-	23. みき歴史資料館	「備考」に「R8 年度改修予定」という記載がありますが、一覧のその機器が点検対象となるという認識でよろしいでしょうか。 また「機器系統名」CR-1 の「圧縮機又はエンジン出力(kW)」が「不明」の記載ですが、型番を調べたところ、7.5kW 以上となっております。「②フロン排出抑制法に基づく定期点検」は業務対象であるという認識でよろしいでしょうか？また、CR-2 は、「運転停止中」とあるので業務対象外の認識でよろしいでしょうか。	282 行目の CR-1、283 行目の CR-2 ともに故障のため、現在、これらの更新工事中です(工期：令和 9 年 3 月 31 日まで)。 更新後は、 CR-1 がダイキン工業 UWXY200GLCR (14.12kW×4)、CR-2 が同社 UWXY180GLCR (11.67kW×4) 各 1 台 その他は、別紙 3-12 に記載のとおりです。 CR-1、CR-2 のみ保守点検は令和 10 年度からとします。 別紙 3-12 (修正版) を別途提供します。
22	別紙 3-14_昇降機保守点検業務一覧	-	-	「別紙 1_対象施設一覧」および「別紙 2_対象業務一覧」には「14 総合隣保館」が含まれていますが、別紙 3-14 には記載がありません。本業務の対象業務でしょうか。	対象業務です。 別紙 3-14 (修正版) を別途提供します。
23	別紙 3-14_昇降機保守点検業務一覧	-	点検回数	現行の受託企業に仕様を問い合わせたところ、点検回数に相違がありました。 現在実施している点検周期を正として考えてもよろしいでしょうか。	点検周期は、優先交渉権者との協議により決定します。 なお、市営住宅以外の点検回数は以下のとおりです。 ・遠隔点検報告 月 1 回 ・現地停止点検 3 か月に 1 回

					・定期法定点検 年1回
24	3-18_仕様書(遊具・体育機器等点検業務)	1	点検実施者	「担当技術者：一般社団法人日本公園施設業協会が認定及び登録した公園施設製品整備技士、公園施設点検技士、公園施設製品安全管理士又は公園施設点検管理士」とありますが、これらは公園遊具の点検に特化した資格であり、学校園における遊具は、「体育施設協会認定 公認スポーツ施設管理士」が適切と思われます。当資格保有者での点検も認めていただけないでしょうか。	点検実施者は、仕様書記載のとおりです。 「公認スポーツ施設管理士」は、体育館・グラウンド等を含む学校等スポーツ施設全体の安全管理・運営等の総合マネジメントの専門家であると理解しています。 一方、「公園施設製品整備技士・安全管理士等」は、屋外遊具・体育機器等の点検、補修提案など実務的な業務を行う専門家であり、本業務には適切な技術者であると認識しています。 他の自治体の実態を見ても、学校園を含んで、後者の技術者を活用しています。したがって、点検実施者は仕様書記載のとおりとします。
25	3-19_現行仕様書(清掃業務)	-	73-2 三木市消防本部(署)	「※清掃の実施頻度は、3年に1度とする」とありますが、実施年度をご教示ください。	令和9年度から3年ごとに実施します。 したがって、本業務の期間中では、令和9年度及び令和12年度に実施します。
26	別紙 3-23 床・窓ガラス等清掃業務一覧	-	年間清掃回数	「年間清掃回数」は1回と記載されていますが、「備考」に2年に1回の記載があります。何れを正とすればよろしいでしょうか。 コミュニティスポーツセンター・三木南交流センター・青山図書館・福井コミュニティセンター・各公民館(8施設)	これらの施設の清掃は、2年に1回実施し、実施する年の実施回数は1回です。 <u>【訂正】75 消防署吉川分署の清掃回数を年1回から年2回に変更します。</u> 別紙3-23(修正版)を別途提供します。
27	3-26 三木市庁舎特定建築物及び建築設備等の定期点検の実施及び定期報告書作成業務委託1	7	共通仕様書Ⅱ-3.(h)	「特定建築物等定期点検 業務委託共通仕様書Ⅱ-3.(h)」にて「定期調査結果図の作図はCADとする」とありますが、全ての対象施設についてCADでの作図は実施済みでしょうか。未実施の施設があれば、その施設をご教示ください。 また、受託者には既存データを提供いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	これまでの定期点検に係る報告書を優先交渉権者に提供しますので、それを基に作図の状況を御確認いただくよう考えています。
28	別紙 3-26 特定建築物等定期点検業務一覧	-	特定建築物等定期点検業務一覧	「特定建築物定期調査」「建築設備定期検査」「防火設備定期検査」について、点検対象施設それぞれの対象設備一覧および数量一覧を開示願います。	対象設備や数量についてまとめていません。 これまでの定期検査報告書を優先交渉権者に開示しますので、それを基に御確認ください。
29	3-30_現行仕様書(給排水設備保守点検業務)	3	4.循環濾過装置	「(9)水質分析」の分析項目と検体数をご提示ください。	分析項目：濁度、PH、大腸菌、レジオネラ菌 検体数：2検体(健康プール、ジャグジー)